

2026 年 7 月 1 日

お客さま各位

株式会社 佐賀銀行

貸金庫規定の改定について

平素より佐賀銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび当行では、金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正等を受け貸金庫業務のさらなる適正化を図るべく、下記のとおり関連規定を改定いたします。

なお、改定後の規定は、従前よりお取り引きいただいているお客様に対しても適用されますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 改定する規定

- ・貸金庫規定

2. 改定内容(新旧対照表は別紙のとおり)

(1)主な改定内容

- ・貸金庫に格納いただけないものに「現金」を追加
- ・貸金庫の利用目的(適切にご利用いただいていること)を書面等で申告いただくこと 等

(2)格納いただけない現金について

- ・日本円(注)、外国通貨とも格納いただけません。

(注)日本円のうち、以下の 2 点が格納いただけない現金となります。

- 1 日本銀行ホームページ「現在発行されている銀行券・貨幣」に掲載されている銀行券・貨幣

- 2 「1」と肖像が同一である銀行券(2007 年発行停止の一万円券〔福沢諭吉〕)

詳しくは日本銀行 HP をご確認ください。

https://www.boj.or.jp/note_tfjgs/note/valid/index.htm

3. 改定日

- ・2026 年 8 月 3 日(月)

4. ご留意点

- ・現在、貸金庫内に現金を格納されているお客さまにおかれましては、次回ご来店時等に現金のお取り出しをいただきますようお願いいたします。

以上

(新旧対照表)

旧	新
1. (格納品の範囲) (1)～(2) (略) (新規追加)	1. (格納品の範囲) (1)～(2) (略) <u>(3)貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u> <u>①現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u> <u>②危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u>
(新規追加)	2. (利用目的の確認) <u>(1)貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。</u> <u>(2)貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u>
11. (解約等) (2) ①～⑤ (略) (追加)	12. (解約等) (2) ①～⑤ (略) <u>⑥借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u> <u>⑦本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u> <u>⑧法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りが</u>

	<p>あるとき</p> <p>⑨マネー・ロンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ロンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき</p>
--	---